

## 大分市公共下水道事業経営評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 大分市公共下水道事業（以下「下水道事業」という。）の経営について、客観的な評価を行うことにより、下水道事業の円滑かつ適正な推進を図るため、大分市公共下水道事業経営評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、下水道事業の経営全般に関し評価を行い、市長に意見を述べるものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 一般公募により選出される者
- (4) その他市長が必要と認める者

### (参画依頼の期間)

第4条 参画依頼の期間は、2年を1期間とする。

- 2 委員に参画依頼するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。
- 3 複数の期間につき、委員に参画依頼することは、これを妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (報償金等)

第7条 委員に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、下水道部下水道経営企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月24日から施行する。